# 恵庭市の建設工事を受注する建設業者の皆様へ

---恵庭市が発注する建設工事の元請負人と下請負人の関係に係る留意点---

恵庭市が発注する建設工事を受注する建設業者の皆様に、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法)、労働者災害補償保険法、最低賃金法その他の法令に定めるもののほか、恵庭市建設工事施工体系適正化指導要綱に基づき、下請取引の適正化を図るために留意すべき事項をまとめたものです。

関係法令とともに遵守徹底するようお願いいたします。

#### 1 言葉の定義

この指導事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 建設工事 建設業法第2条第1項の建設工事をいいます。
- (2) 建設業者 市が発注する建設工事に係る建設業法第2条第3項の建設業者をいいます。
- (3) 下請契約 市が発注する建設工事に係る建設業法第2条第4項の下請契約をいいます。
- (4) 元請負人 市が発注する建設工事に係る建設業法第2条第5項の元請負人をいいます。
- (5) 下請負人 市が発注する建設工事に係る建設業法第2条第5項の下請負人をいいます。
- (6) 特定建設業者 市が発注する建設工事に係る建設業法第17条の特定建設業者をいいます。

#### 2 下請負人の選定に関する事項

元請負人が下請契約を締結しようとする場合には、できる限り市内において営業する者の中から下請負人を選定するよう配慮してください。

下請負人となる者を選定するときには、施工能力、経営管理能力、雇用管理及び労働安全衛生管理の状況、労働福祉の状況、関係企業との取引その他下請契約の履行及び当該下請負人となる者の使用人その他の従業者(以下「従業員」という。)の福利に関し必要と認められる事項を考慮して決定してください。

## 3 下請契約の締結に関する事項

元請負人が下請契約を締結する場合には、次に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 下請契約の契約書は、中央建設業審議会(建設業法第34条第1項の規定により設置されたものをいう。)が作成した建設工事標準下請契約約款又はこれと同様のものを使用すること。
- (2) 下請契約の当事者は、対等な立場で十分に協議の上、施工責任範囲及び施工条件を明確にするとともに、適正な工期及び工程を設定すること。
- (3) 下請代金の額は、施工責任範囲、工事の難易度、施工条件その他下請契約の内容が反映された合理的なものとし、かつ、消費税相当分が計上されたものとすること。
- (4) 下請代金の額の決定は、見積、協議その他適正な方法により行うこと。
- (5) 元請負人は、下請契約の締結後、正当な理由なく契約金額を減ずることその他取引上の地位を不当に利用しないこと。

#### 4 下請代金の支払に関する事項

建設業法第24条の3及び第24条の5に定めるもののほか下請代金の支払に関しては、次の各号に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 元請負人は、下請負人から請求書の提出があったときは、その日から支払日(手形による 支払の場合にあっては、手形の振出日)までの期間をできる限り短くすること。
- (2) 支払は、できる限り現金により行い、やむを得ず手形による支払を行う場合であっても労務費(従業員を雇用するために必要な費用をいう。)に相当する額については、現金により支払うこと。
- (3) 手形による支払を行う場合は、手形の振出日から満期日までの期間が90日以内のもので、かつ、一般の金融機関による割引を受けることが困難ではないと認められる手形を交付すること。
- (4) 元請負人が下請負人に建設工事に必要な資材を当該元請負人から購入させる場合にあっては、正当な理由なく、当該建設工事の下請代金を支払う前に当該資材の代金を支払わせないこと。

#### 5 施工体制台帳の写しの提出

元請負人が特定建設業者であるときは、建設業法第24条の7の規定に基づき作成された施工体制台帳(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の2第2項の規定により添付するものとされた書類を含む。)の写しを提出してください。

また、元請負人が特定建設業者でないときであっても、契約金額が250万円以上の建築工事又は200万円以上の土木工事については、上記の施工体制台帳を作成しその写しを提出してください。

## 6 再下請契約に関する事項

下請負人は、みだりに再下請契約(建設工事の下請負人となった者が当該建設工事に関し、 当該下請契約の範囲内において元請負人となって締結する下請負契約をいう。)を締結しないで ください。

#### 7 建設業法第26条の主任技術者及び監理技術者に関する事項

建設業法第26条の規定により建設業者が置く主任技術者及び監理技術者については、当該建設業者が直接に雇用している者をもって充ててください。

### 8 元請負人及び下請負人の従業員に関する事項

元請負人及び下請負人は、その従業員に係る安定的な雇用関係の確立及び収入の安定を図るため、次に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 工程管理及び労働時間管理を適正に行い、労働時間の短縮や休日の確保に十分配慮すること。
- (2) 新たに雇用した従業員及び危険な作業を行う者その他必要と認められる者に安全衛生教育を実施すること。
- (3) 労働者災害補償保険法に基づく保険給付に準ずる内容の給付を受けることができる任意の保険契約及び従業員が第三者に対して与えた損害を補填する内容の保険契約を締結すること。
- (4) 従業員の賃金について、事前に定められた額を定められた日に支払うこと。

#### 9 退職金共済契約の締結に関する事項

元請負人及び下請負人は、退職金共済契約又は特定業種退職金共済契約(中小企業退職金共済 済法(昭和34年法律第160号)の規定による退職金共済契約又は特定業種退職金共済契約 をいう。以下同じ。)を締結してください。

#### 10 建退共契約に関する事項

元請負人は、建設業等退職金共済組合掛金収納調書(標準様式第1号。)に掛金収納等の状況を記載し、建設工事の契約(契約金額が130万円未満のものを除く。)を締結した日から1月後の日までに市長に提出してください。

元請負人は、従業員の建退共契約に係る退職金共済証紙の貼付状況を記録した建設業退職金 共済証紙貼付実績書(標準様式第2号。以下「実績書」という。)を建設工事の完了後速やかに 市長に提出してください。

下請契約の締結で、元請負人が下請負人の従業員の建退共契約に係る退職金共済証紙を購入 し交付するか又は交付が困難な場合は、下請契約の内容に退職共済証紙の購入に必要な費用を 含めてください。この場合、元請負人は、下請負人の従業員の建退共契約に係る退職金共済証 紙の貼付状況を記録した実績書を建設工事の完了後速やか市長に提出してください。

## 11 元請負人及び下請負人の従業員の技術及び技能の向上に関する事項

元請負人及び下請負人は、従業員の技術及び技能の向上に資する研修又は教育訓練を行ってください。

#### 12 資材業者等に関する事項

元請負人は、下請負人以外の資材業者、建設機械又は仮設資材のリース業者その他これらに 類する者(以下「資材業者等」という。)に関しても、前記項目1から3までに規定する事項を 遵守してください。

元請負人は、資材業者等についても建設業法第24条の2から第24条の6(同条第3項を除く。)までに規定する内容と同様の措置を講じてください。

#### 13 建設工事に係る事故の防止に関する事項

元請負人及び下請負人は、建設工事の施工にあたり保安員の適正配置、地下埋設物を取り扱う際の配慮、従業員の研修その他安全な建設工事の施工に必要な事項を適切に実施し、建設工事に係る事故を防止してください。

#### 14 事故及び災害の報告

元請負人及び下請負人は、災害及び建設工事に係る事故が発生したときは、直ちに市(下請負人に係るものの場合は元請負人を含む。)に報告してください。

## 恵庭市総務部契約室

電話 0123-33-3131 内線 2251・2252